

## 第9章 役割分担とフォローアップ

### (1) 関係者の役割分担

本水道ビジョンに掲げた理想像の実現に当たっては、水道関係者がそれぞれの状況や立場に応じて役割分担し、施策の推進に努め、連携して取り組むことが必要です。県、水道事業者等、民間企業、県民のそれぞれの役割について示します。

#### ○県

- 広域連携を推進し、水道の基盤強化を図ります。県内水道事業者間の連携や基盤強化に関する協議、検討の場を設け、必要に応じて計画の策定を検討します。事業者に対する助言、支援や調整を積極的に行うことにより主導的な役割を果たし、多様な広域連携を推進します。
- 立入検査等を通じて水道法に基づく指導監督を行うとともに、各種施策について助言や指導を行い、水道事業者の取組みを推進します。
- 国庫補助金制度や事業効率化の先進事例紹介等、各種施策推進に関する情報収集を行い、県内水道事業者へ広く周知を図ることによって、積極的な活用に関与します。
- 小規模水道施設の衛生対策や、災害や水質事故対応等において、関係機関との連携を強化し、現状認識の共有、対策の推進に努めます。
- 県内の水道事業の実情や、危機管理に関する注意喚起等、県民への情報発信に努め、水道事業に対する理解促進を図ります。

#### ○水道事業者

- 各種方策の実施主体者として、自らの水道事業の現状と課題を正しく把握した上で現実的な目標を設定し、その達成にむけて着実に取り組みます。
- 近隣水道事業者との情報交換や交流を密に行うことにより、課題の共有化や対応の推進を図り、多様な広域連携の検討を含めて、将来的な基盤強化を見据えた施策を実施します。
- 研修参加や近隣事業者との連携により、水道技術の確保、研鑽に努め、民間企業の活用等、新規技術やシステムの導入にも積極的な検討を行います。
- 水道需要者に対する積極的な情報公開を行い、水道事業への共通理解を深めることで、適正な料金設定や危機管理対応に対する信頼を構築し、施策推進を図ります。

#### ○水道用水供給事業者

- 各種方策の実施主体者であるとともに、圏域においては安定した水道水源供給者であることが求められる立場であることから、将来にわたり健全な事業経営を継続するための施策を、確実に推進します。

- ・広域連携においては圏域の中で中心となり得る立場です。受水水道事業者と連携することにより、施設の共同利用や技術交流、将来の合理的な水道の運営に関する検討を積極的に進めます。
- ・危機管理や人材育成等の情報提供、交流に努めることにより、受水水道事業者の各種施策の実施支援を行います。

## ○小規模な水道の設置者

- ・専用水道及び簡易専用水道の設置者は、水道供給者としての責務を認識し、適切な管理体制を構築します。
- ・小規模貯水槽水道の設置者は、水道法上の規制は受けませんが、水道水を供給する立場として施設や水質の状態の把握に努め、適正な管理を行います。

## ○民間企業

- ・水道事業者からの業務委託等、事業経営や施設整備にあたり、経済的、効率的な観点でサポートします。

## ○県民

- ・顧客として水道事業の経営を支える役割を担っていることを認識し、水道の現状、課題について情報収集し理解を深めます。将来的に地域の水道をどのように確保するか、水道事業者とともに積極的な議論参加が望まれます。
- ・給水末端部分の管理は各県民であり、水源から蛇口までの一翼を担っています。安全な水が確実に入手できるよう、老朽給水管の交換や給水管凍結防止のための対策への取組みが期待されます。
- ・渇水時の水源保全のための節水や、災害対策のための飲料水の備蓄等、災害時には地域の水道を支援する役割が期待されます。

## (2) フォローアップ

各種調査等を利用して、定期的に現状を把握し、実現方策の目標達成に向けた進捗状況を確認します。関係者間の協議、調整を行い、本水道ビジョンの推進を図ります。

策定後の環境の変化、新たな県民ニーズを考慮し、関係者の意見を聴取しつつ取組みの方向性の確認や実施状況について本水道ビジョンの点検を行い、必要に応じて内容の見直しを図ります。